

令和8年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和8年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和8年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 物品の買入れについて
- 2 物品の買入れについて

〈その他〉

- 1 国民健康保険診療報酬の不当利得に係る債権の放棄について

1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区都市計画マスタープランの改定を行うため、専門的な視点から調査及び検討を行う墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会を区長の附属機関として設置する。

(2) 施行期日 公布の日

2 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

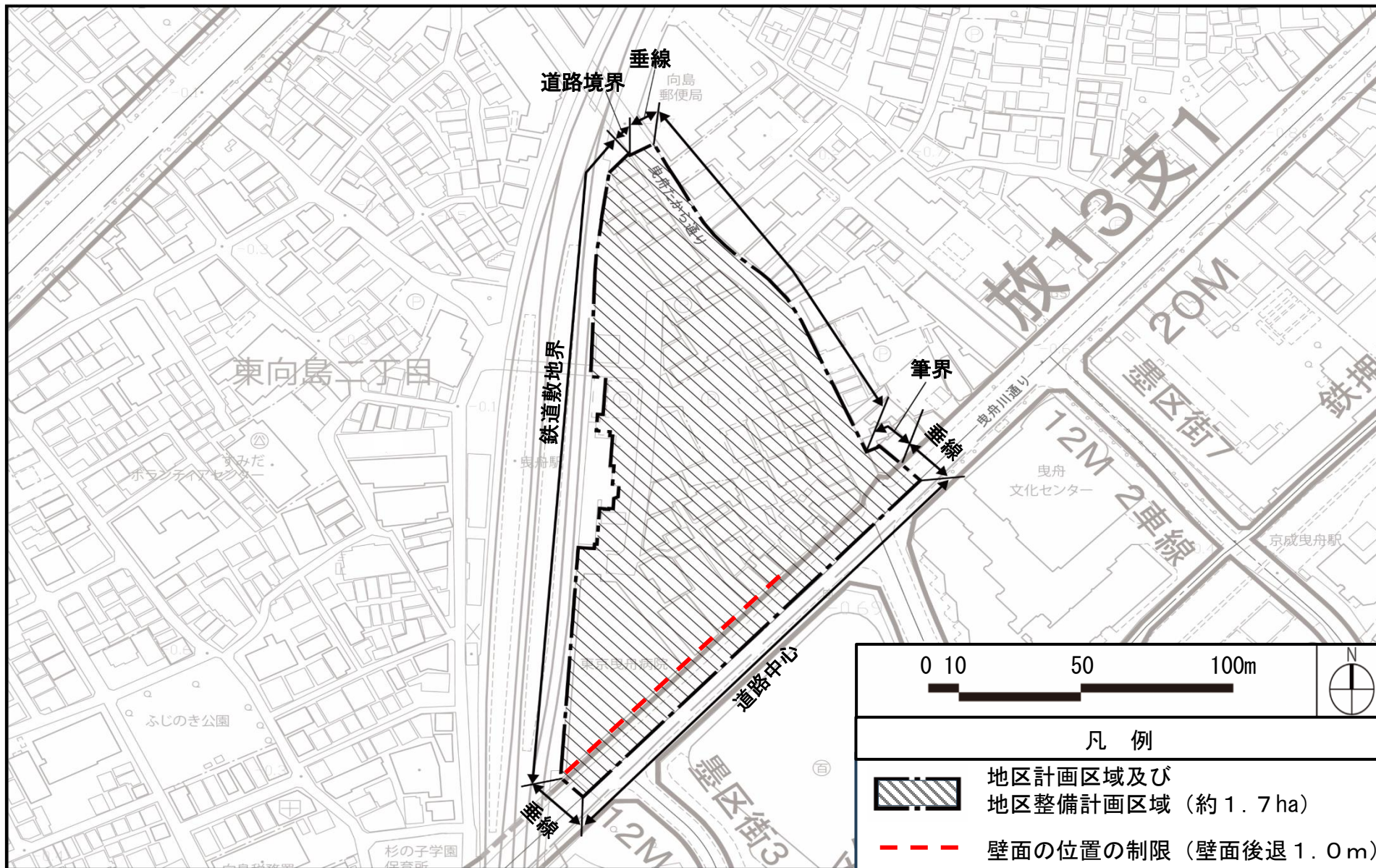
本条例の適用区域として、東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域を追加するとともに、同区域における建築物の制限を次のとおり設ける。

(2) 施行期日 公布の日

地区整備計画区域の名称	東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル
適用除外	<ol style="list-style-type: none"> 1 公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する場合 2 歩行者の回遊性及び利便性の向上並びににぎわいのある複合市街地の形成のために設ける公園施設等の敷地として使用する場合
建築物の壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置の数値
適用除外	落下物に対する防護として設けるひさし、バルコニー等及び転落防止に対応する鉄柵等

■ 計画図（区域及び壁面の位置の制限）

(参考)



3 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の利便性の向上を図るとともに、より効率的な学校施設の貸出しを行うため、時間区分で使用する「区分貸し」から、1時間単位での「時間貸し」に変更するとともに、使用料の上限額及び使用時間の区分を次のように改正する。

区 分	現 行							改 正 案	
	午前	午後 1	午後 2	午後 3	午後 4	夜間 1	夜間 2	昼 間	夜 間
	午前 9 時から 正午まで	正午か ら午後 3時ま で	午後 3 時から 午後 6 時まで	午後 4 時から 午後 6 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 6 時まで (1 時間につき)	午後 6 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
屋 内 運 動 場			990円	660円	850円	1,560円	1,040円	330円	520円
教室 (1 教室につき)			240円	160円	250円	510円	340円	80円	170円
校 庭			600円	400円	540円	1,020円	680円	200円	340円
集 会 施 設	大		3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円	1,020円	1,160円
	小		600円	400円	430円	690円	460円	200円	230円
柔 道 場			1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	440円	560円
剣 道 場			1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	440円	560円

※ 改正案の使用料の上限額は、現行の額を 1 時間あたりに換算した額と同額

(2) 施行期日等

令和 9 年 2 月 1 日

※ 学校の施設の使用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

1 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 災害備蓄用

(2) 品目及び数量

ア	アルファ米	2万7,000食
イ	ライスクッキー	2万6,976食
ウ	クラッカー	2万7,020食
エ	飲料水	5,760本

(3) 契約の方法 指名競争入札

(4) 契約金額 3,296万5,138円

(5) 契約の相手方 有限会社賛光製作所

(6) 支出科目等 令和8年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
防災対策費 需用費

2 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 防災被服等整備用

(2) 品目及び数量

ア	防災被服（上衣）	2, 306	着
イ	防災被服（下衣）	2, 306	着
ウ	防災帽子	2, 406	個
エ	ワッペン	794	個
オ	ベルト	2, 306	本

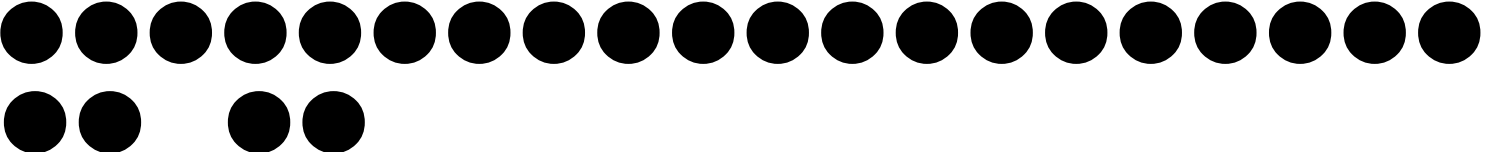
(3) 契約の方法 指名競争入札

(4) 契約金額 6, 729万630円

(5) 契約の相手方 共和加工有限会社

(6) 支出科目等 令和8年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
防災対策費 需用費

1 国民健康保険診療報酬の不当利得に係る債権の放棄について

- | | |
|--------------|--|
| (1) 債権の内容 | 国民健康保険診療報酬の不当利得に係る債権 |
| (2) 債務者 |  |
| (3) 放棄する債権の額 | 632万953円 |
| (4) 放棄の理由 | 債務者が破産による免責許可の決定を受けており、回収が困難であるため |